

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和7年12月1日(月)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 12月1日 午前10時00分			
	閉 会 12月1日 午前11時00分			
出席委員	委員長 委員 " "	新井 均 城所 美奈子 成田 奈緒子 三木 伸也	副委員長 委員 " "	横尾 貴文 小谷野 五成 金子 博 大澤 博行
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	国分 央	市政情報課長	吉田 聡明
出席した者の職氏名	主幹 (法規・情報公開・統計担当)	比留間 一行	主 査	林 政男
	財政課長	上田 延洋	主幹 (財政担当)	長谷川 和則
	管財課長	三ツ木 雅彦	主幹 (契約検査担当)	戸口 浩昭
	主幹 (財産管理担当)	浅野 英幸		
	総務部長	樋口 成男	総務課長	稲垣 衛
	主幹 (人権推進・市民活動担当)	志田 泰彦	主幹 (人事厚生担当)	長岡 篤史
	主 査	木村 圭太		
	危機管理課副参事	清野 良仁	交通政策室主幹 (交通政策・交通安全・防犯担当)	石井 弘和
	福祉子ども部長	野澤 勝行	生活福祉課長	堀口 喜由
	主幹 (地域福祉担当)	大森 充浩	主幹 (生活支援担当)	大河原 陽子
	障がい福祉課長	西 長武	主幹 (障がい福祉担当)	平井 世一

	子育て応援課長	今田麻弓	主幹 (子育て応援担当)	川口浩二
	主幹 (保育担当)	長岡裕美	こども家庭 センター主幹	村田瑞絵
	健康推進部長	高山知子	保険年金課長	小島敏彦
	主幹 (国民健康保険担当)	渋谷充	主幹 (国民年金・ 医療費担当)	大澤智子
	保健相談センター 所長	大野雅司	主幹 (保健相談担当)	田中恵美
	議会事務局長	滝沢淳	次長	鈴木克明
	選挙管理委員会 事務局長	稲垣衛		
書記	事務局長	滝沢淳	次長	鈴木克明
	主幹	金子砂知子	主任	木村郁哉
付託事件	議案第71号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第5号)			
	議案第72号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第75号 日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例			
	議案第76号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第77号 日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第79号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第80号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第81号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について			
	議案第88号 財産の取得について			
審査の経過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前10時00分

○新井委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第71号、議案第72号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第87号及び議案第88号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

初めに、議案第71号 令和7年度日高市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （健康推進部長）

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時02分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

成田委員。

○成田委員 歳入から。9ページの款15、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、衛生費国庫補助金、節1、保健衛生費国庫補助金のうち、4の母子保健衛生費国庫補助金の増62万7,000円について、その増額理由をお示し願います。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 質疑にお答えいたします。

市民のがん検診や予防接種の記録を管理する地域健康支援システムにおいて、今年度にシステム改修が行われまして、その費用の一部を国の補助金の対象として計上しておりましたが、システム改修費用のうち、対象とならないとみなされていたシステム導入費用が国より補助の対象となることが判明したため、増額としたものでございます。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 次に、歳出について質疑いたします。

補正予算書の19ページです。国民健康保険推進事務における国民健康保険運営協議会委員の報酬12万1,000円の増額について、運営協議会の委員は15名となっており、令和5年度、6年度とともに4回の会議開催の実績がございました。今年度の会議の実施回数とともに、増額

の理由と内訳についてお示してください。

○新井委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 御質疑にお答えいたします。

令和7年度の国保運営協議会の会議は、これまでに2回開催しております。当初の予定では、例年どおり年4回の会議回数を見込んでおりましたが、このたび、来年度から始まる子ども・子育て支援金の創設に伴い、より丁寧な説明を行うため、会議1回分の報酬を追加計上するものです。増額の内訳は、会長8,500円、委員8,000円の14人分となっております。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 今年度5回の開催ということによろしいですか。

○新井委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 そのとおりでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時09分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再 開 午前10時12分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総合政策部関係について質疑を願います。

横尾委員。

○横尾委員 議案第71号、補正予算（第5号）について、5ページの第3表、債務負担行為の補正についてでございます。文書管理システムの構築業務につきまして、こちらの債務負担行為を設定する理由や、その背景についてお伺いいたします。

○新井委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 質疑にお答えします。

文書管理システムにつきましては、現在使用中のものの保守サポートが終了しますことから、システムの更改を検討しております。このことから令和8年度当初からの構築を目標としまして、令和7年度中に事業者の選定を行いたいと考えておりまして、今回の補正予算におきまして債務負担行為を設定したいというものです。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時14分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総務部関係について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、議会事務局関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(議会事務局長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時16分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議会事務局関係について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第71号に対し、反対の方願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第71号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○新井委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○新井委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時18分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第72号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第72号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第72号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午前10時20分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第75号について質疑を願います。

三木委員。

○三木委員 議案第75号、当条例についてこのタイミングでの制定理由と、対象施設についてお答えください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

来年度からの開始に伴い準備を進めておりましたが、11月13日に内閣府令により国の基準

が改正されましたことから、その改正内容を盛り込んだ条例案を今議会に提出いたしました。対象施設は、乳児等通園支援事業を実施しようとする全ての事業者が対象ですが、このうち余裕活用型乳児等通園支援事業所は、既に保育施設としての認可を受けている施設に限定されます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 議案第75号 日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、1点質疑いたします。

育児家庭にしっかり助けになっていくという事業だというふうに私も認識しておりますが、活用を促すために今後の周知方法等を考えているのかお伺いいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 答えいたします。

市内の保育施設等には既に制度の概要説明を行い、事業実施の意向アンケートを実施しております。本条例が制定されましたらホームページ等で周知するほか、実施の意向がある施設には個別に説明する予定でございます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 議案第75号 日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するに当たり、1、現時点で想定される事業者の確保状況は十分と言えますか。また、不足が生じた場合の対応についてのお考えをお尋ねします。

2、乳児保育の安全、事故防止対策などは、具体的にどのように確保するのでしょうか。例えば、第6条2項、当該自動車にブザー、そのほかの車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置とありますが、後者のこの装置というのは具体的にどのようなものを指しますか。

3、一乳幼児が利用可能な枠はどの程度設定するのでしょうか。例えば、こども家庭庁のこども誰でも通園制度を受けて、月10時間までを時間単位でということの認識でよろしいでしょうか。

4、予約が集中して利用しにくくなるなど当然想定される懸念には、どのような対応を考えているか教えてください。

5、短時間や不定期利用は、事業者にとっては様々な負担が強いられますが、その支援についてのお考えを教えてください。

6、本事業における本市の財政負担と制度拡大時の対応についてどのようにお考えなのか。

7、地域偏在、例えば中心地やそれ以外の地域などによる利用格差をどのように防ぐのか、教

えてください。

8、制度開始後の評価方法や改善についての見通しも教えてください。

それから、これ9ですが、発達障がい児など個性を伴うお子さんについて触れていません。慢性疾患などの医療的ケアが必要な乳幼児受入れについて、例えば1、医療的ケアを行う場合の職員配置や設備基準についてを本条例でどこまで定めるのか、2、医師との連携体制や緊急時対応基準の明文化についてのお考えもお示してください。

最後に、これは需要と供給のバランスで、実用性、利便性で満足されない状況は避けたいですが、課題について教えていただけますか。

以上です。

(「委員長、暫時休憩お願いします」の声あり)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時36分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁からよろしくお願いします。

今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

議員から質疑のありました2点目の乳児保育の安全、事故防止対策は具体的にどのように確保するのでしょうか。例えば、第6条2項、当該自動車にブザー、その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置とあるが、後者の装置というのは具体的にはどのようなものを指しますかにつきましても、具体的な対策といたしますと、通常の保育施設と同様の対策を想定しております。例えば以降の部分につきましても、バスを運行する施設に限りますけれども、国が取りまとめている子どものバス送迎安全徹底プランを基に、国に認定されている安全装置がございますので、その装置の使用を想定しております。

それから、それ以外の質疑につきましても、本案に関係のないことにつきお答えを控えさせていただきます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第75号に対し、反対の願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第75号 日高市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第87号について質疑を願います。

城所委員。

○城所委員 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定についてお尋ねします。

指定管理者制度は原則公募による選定ですが、1、日高市社会福祉協議会だけが唯一の管理運営能力を有していると断言した根拠を教えてください。

2、日高市社会福祉協議会が最も効果的かつ効率的に管理が行えると判断した理由書、議事録などはどのように確認ができますか。あわせて、市民は選定委員会や選定委員についてどのような手段で知ることができるでしょうか。

3、契約期間は次年度より3年間ですが、これまでの契約条件を見直す部分について、契約内容です。見直す部分について教えてください。

4、公募をしないことについての指定管理者候補者選定委員の意見など非公募の正当性を示すものをお示しくください。

以上です。

○新井委員長 堀口生活福祉課長。

○堀口生活福祉課長 それでは、質疑に順次お答えいたします。

まず、日高市社会福祉協議会だけが唯一の管理運営能力を有していると断言できる根拠、こちらにつきましては、日高市社会福祉協議会は、社会福祉法において社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置づけられていることから、日高市総合福祉センターの設置目的の多くに合致する地域福祉団体であり、自主事業においても法定事業の事業所等の指定を受けて地域福祉サービスを提供しております。このことから地域福祉の拠点として総合福祉センターの運営を適切に行い、地域福祉の向上に貢献できると考えられます。

また、総合福祉センターが老朽化している中で、長期間管理運営を行ってきた経験により、施設の状態及び状況を熟知しており、施設の適切な管理が実施できることが見込まれます。

以上の理由により、施策の推進及び施設の設置目的の達成に必要となる専門性があり、継続して事業が実施できる社会福祉法人日高市社会福祉協議会が、最も効果的かつ効率的に運営及び管理が行えると判断いたしました。

2つ目、指定管理者候補者を選定した理由につきましては、ホームページに掲載の日高市総合福祉センター指定管理者候補者の選定にて選定委員会における選定理由を示しております。また、議事録につきましては、日高市公の施設の指定管理者制度に関するガイドラインにより、選定委員会の会議については原則非公開とされていることから議事録は公表しておりません。このため、議事録の確認につきましては、日高市情報公開条例に基づく対応となります。

3点目、契約期間、こちらにつきましては、日高市公の施設の指定管理者制度に関するガイドラインで、公募によらず指定を行う場合は原則3年間とされております。選定委員会においてガイドラインを考慮した上、指定期間を3年と決定しております。契約条件につきましては、施設の指定管理に係る業務内容を精査しております。また、管理料につきましても、過去の実績、また近年の物価高騰等を考慮した上、指定管理料を決定しております。

また、業務内容にはございませんが、聴覚・視覚障がいなどに配慮した案内などの窓口案内の充実等の提案がございました。

4点目、非公募の正当性でございますが、公の施設の指定管理者制度に関するガイドラインでは原則として公募とありますが、施設の特性や設置目的、業務の特殊性や専門性、政策的な見地により公募に適さない場合もあることから、公募の形式によらず指定できるとなっております。

日高市社会福祉協議会は、現在まで非営利の公益法人として地域住民の福祉増進を目的とし、地域に密着した活動を行っており、地域のニーズや課題等を把握しているとともに、福祉に関する専門的な知識や経験を持つ職員も在籍していることから、今後、より質の高いサービスの提供ができることに加え、自主的な福祉事業等も市と連携して行っており、今までどおり円滑に、

かつ的確に実施できることから正当であると考えます。

選定委員会では公募とすべき案は特になく、専門性があり、継続して事業運営できる組織が最も効率的に運営できると判断し、非公募といたしました。

以上です。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 今の御回答を受けて、再質疑です。

市民が選定委員会の構成する委員を情報公開請求によって知ることが可能でしょうか。

○新井委員長 堀口生活福祉課長。

○堀口生活福祉課長 情報公開制度の案件につきそれぞれ判断されますので、全て情報公開条例に基づいた対応となります。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第87号に対し反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第87号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再 開 午前10時48分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第76号について質疑を願います。

三木委員。

○三木委員 第4条の4、住民基本台帳に記録されていない人とはどのような人を言い、その把握方法と独自利用事務を追加する理由をお答えください。

○新井委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 質疑にお答えします。

住民基本台帳に記録されていない人とは、市外に住民登録されている方です。例として、事情があり、住民票を移動できない方が市のサービスを受ける場合など、本人の申出により行うものです。

独自利用事務を追加する理由といたしましては、令和7年度中に行われる基幹業務システム標準化に伴いまして、住登外の宛名番号を管理する機能が導入されまして、個人番号を管理する必要があることから、個人番号の独自利用事務として条例に規定する必要があるためとなります。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第76号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第76号 日高市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 財産の取得についてを議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時51分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります

議案第88号について質疑を願います。

城所委員。

○城所委員 議案第88号 財産の取得についてお尋ねします。

電子黒板28台について、例えば高麗川小学校何台、高麗川中学校何台というように台数の割り振りについて教えてください。

○新井委員長 三ツ木管財課長。

○三ツ木管財課長 担当課から依頼を受けました業者選定、契約、その関係の依頼書の議案の内容に基づきましてお答えを申し上げます。

市内小学校3校に合計で12台、中学校3校に合計で10台、義務教育学校3校に合計で6台。以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第88号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第88号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第80号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第81号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時54分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第79号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第80号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第81号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第79号に対し、反対の方願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第79号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○新井委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○新井委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第80号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第80号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○新井委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○新井委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第81号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第81号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

- 新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前10時59分

- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

議案第77号について質疑を願います。

(な し)

- 新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 新井委員長 これより討論に入ります。

議案第77号に対し、反対の方願います。

(な し)

- 新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第77号 日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時00分

総務福祉常任委員会

委員長 新 井 均